

平成 27 年 3 月 20 日
消費者庁食品表示企画課

食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（案）等についての意見募集結果の公示について

消費者庁では、「食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令案等の概要を公表し、広く国民の皆様から意見を募集しました。

提出された意見について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 意見募集の対象

- ・食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令案の概要
- ・食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令案の概要
- ・食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令案の概要
- ・食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令案の概要

2 意見募集期間及び提出方法

(1) 意見募集期間

平成 26 年 12 月 26 日（金）から平成 27 年 1 月 31 日（土）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

3 意見募集の結果

- (1) 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令案の概要

19 通（41 件）の御意見が提出されました。

- (2) 食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令案の概要

4 通（5 件）の御意見が提出されました。

- (3) 食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令案の概要

御意見が提出されませんでした。

- (4) 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令案の概要

1 通（1 件）の意見提出がありましたが、今回の改正案に直接関係ないものでしたので、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

詳細は、以下の URL を御参照ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080032&Mode=2>

(担当) 消費者庁食品表示企画課

松尾、浜崎

TEL : 03-3507-9138 (直通)

FAX : 03-3507-9292